

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告 示**
- 認定液化石油ガス販売事業者として認定した件
  - 土地改良法により換地計画を定めた件
  - 保安林の指定をする予定である旨通知があった件
  - 保安林の指定実施要件を変更する予定である旨通知があった件
  - 農用地保全施設等の管理規程の変更を認可した件

## 告 示

### 福島県告示第九十号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六第一項の規定により、保安確保機器の設置及び管理の方法についての基準に適合している液化石油ガス販売事業者を次のとおり認定した。

令和六年二月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
東西しらかわ農業協同組合 代表理事組合長 菊池 教夫
- 二 住所  
福島県東白川郡棚倉町流字中豊八十八
- 三 認定年月日  
令和六年一月二十五日

（消防保安課）

### 福島県告示第九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第二項の規定により、

原町東地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和六年二月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
令和六年二月七日から  
同 月二十六日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所  
南相馬市役所

（農村基盤整備課）

### 福島県告示第九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和六年二月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所  
郡山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的  
水源の涵養
- 三 指定実施要件

#### 1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（森林保全課）

### 福島県告示第九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和六年二月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東白川郡棚倉町大字強梨字俵内一二六、一五〇  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 二 変更後の指定施業要件  
（一）立木の伐採の方法  
（1） 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字俵内一二六・一五〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）  
（2） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
（3） 主伐として伐採をすることができる立木は、棚倉町森林整備計画で定める標  
準伐期齢以上のものとする。  
（4） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
（二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東白川郡棚倉町大字岡田字二ツ川七二、七三、一一四の一、一一四の六〇  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 四 変更後の指定施業要件  
（一）立木の伐採の方法  
（1） 主伐は、択伐による。  
（2） 主伐として伐採をすることができる立木は、棚倉町森林整備計画で定める標

- （3） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
（二） 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東白川郡棚倉町大字仁公儀字反田一三一の三  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 五 変更後の指定施業要件  
（一）立木の伐採の方法  
（1） 主伐は、択伐による。  
（2） 主伐として伐採をすることができる立木は、棚倉町森林整備計画で定める標  
準伐期齢以上のものとする。  
（3） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
（二） 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 六 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東白川郡棚倉町大字戸中字川前二九一の一二  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 七 変更後の指定施業要件  
（一）立木の伐採の方法  
（1） 主伐は、択伐による。  
（2） 主伐として伐採をすることができる立木は、棚倉町森林整備計画で定める標  
準伐期齢以上のものとする。  
（3） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

七 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東白川郡棚倉町大字関口字大谷地五二の一、一六六から一六九まで、一七一から一七五まで、字笹平一〇一、一〇六から一〇八まで、一一〇から一一四まで、一一六から一九九まで、二二〇の一、二二九の一

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、棚倉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

八 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東白川郡棚倉町大字流字豊山四六の一、四七、一六九の一

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、棚倉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び棚倉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

公 告

公告第二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の二第三項の規定により、藤沼ダムかんがい用水管理規程の変更について、令和五年十二月二十一日次のとおり認可した。

令和六年二月六日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 管理規程を定めた者の名称

江花川沿岸土地改良区

二 管理規程の概要

1 貯水、放流又は取水に関する事項

(一) ダムの満水位は、標高四百十三・八〇メートルとする。

(二) 管理者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年四月一日から九月三十日までのかんがい期間にあつては、気象・水象及びかんがいの状況を考慮して、受益地に必要な水量を取水するものとする。

2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

管理者は、当該施設を操作するために必要な機械、器具等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

管理者は、洪水又は暴風雨、地震等によりダムに異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに応急措置をとるとともに、関係機関に報告しなければならない。その他の緊急事態においては、警戒態勢をとり、所有者の指示のもと必要な措置を講じなければならない。

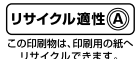
4 ダムを操作するために必要な気象及び水象の観測に関する事項

管理者は、気象及び水象の観測及びダム周辺の監視を行わなければならない。

5 その他施設の管理に關し必要な事項

管理者は、ダム関連施設の管理作業を行い、作業内容を作業日誌に記録し、異常または不具合があつた場合は、速やかに所有者に報告しなければならない。

(農村計画課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,560円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷